

**サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）
補助金交付申請等マニュアル**

<LCCM戸建住宅部門>

【Ver. 2】

令和6年 5月

一般社団法人 環境共生住宅推進協議会

補助金を申請・受給される皆様へ

本事業は、公的資金を財源とした補助金を交付するものであり、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助事業等に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。従って、本事業において補助金を交付申請及び受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」と併せて、以下の点についても十分にご理解いただいた上で、補助金の申請・受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本事業の募集要領や本マニュアル等で定める義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、重大な事態に至れば補助金の交付の決定を取り消す場合があります。

- 1 申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- 3 補助事業等の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業等に係る不正行為、重大な誤り等が認められた場合、当該補助事業等に係る補助金の交付の決定を取り消すとともに、すでに補助金が交付されている場合は、その全部又は一部を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 原則、交付決定した事業内容からの変更は認めません。
- 7 補助事業等に関する資料（交付申請に関する書類、並びにその他経理に関する帳簿、全ての証拠書類）等は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊しすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本事業の募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）補助金
（LCCM戸建住宅部門）交付申請等マニュアル

目 次

はじめに.....	1
I. 手続きの概要.....	1
1. 申請から補助金受領までの流れ	
2. 補助事業の基本要件	
3. 補助事業の基本的な実施体制	
4. 補助額	
5. 補助事業のフロー	
6. 年間スケジュール	
II. 交付申請.....	11
1. 交付申請とは	
2. 交付申請の原則	
3. 交付申請の方法	
III. 交付決定.....	17
IV. 補助事業実施にあたっての経理処理.....	17
1. 補助事業の適正な実施	
2. 消費税等の処理	
V. 交付申請額等の変更.....	18
1. 変更申請手続きが必要な場合	
2. 交付変更承認申請の方法	
VI. 経費の配分の変更.....	19
VII. 補助事業の中止・廃止等の申し出.....	19
1. 事業の中止・廃止	
2. 交付申請の取り下げ	
VIII. 補助事業実施状況報告.....	19
IX. 完了実績報告.....	20
1. 完了実績報告とは	
2. 完了実績報告の方法	
X. 補助金の支払い.....	24

XI. 事業中及び事業完了後の留意事項	24
1. 会社再編等に伴う補助事業の承継に係る手続き	
2. 補助事業で購入した物の取り扱いについて	
3. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	
4. エネルギー使用実績等についての報告	
5. アンケート・ヒアリングへの協力	
6. 情報の提供	
7. 個人情報の使用・利用目的	
8. 額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地調査等について	
9. その他	
10. 問い合わせ先	

参 考 資 料

<参考資料>	28
---------------------------	-----------

はじめに

このマニュアルは、本事業の補助金の交付の申請をしようとする方（以下、「申請者」という。）及び補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）を実施する方（以下、「補助事業者」という。）の事務処理が適正かつ円滑に実施されることを目的に、「令和6年度サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）補助金交付規程」に基づき、必要な事項を定めるものです。

申請者及び補助事業者は、本マニュアルに従って必要な手続きを適切に実施してくださいまた、補助事業に係る物件の入手、費用の発生にあたって、価格の妥当性及び適切な経理処理などについて、第三者に対し合理的に説明できるよう留意するとともに、関係する書類を整理・保管し、補助事業に係る資金支出額を明確にしなければなりません。

なお、本マニュアルは、「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）LCCM戸建住宅部門」の申請者及び補助事業者向けに作成しています。

I. 手続きの概要

1. 申請から補助金受領までの流れ

(1) 交付申請

申請者は、定められた期限までに一般社団法人環境共生住宅推進協議会（以下、「協議会」という。）へ補助金の交付を申請してください。(2)の交付決定後に事業内容や補助額を変更しようとする場合も同様です。

申請に当っては、jGrants[※]を利用した電子申請で行うこととします。

※補助金の申請・届出ができる電子申請システム。詳細はホームページ(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)を参照。

(2) 交付決定

協議会は、交付申請された内容を審査の上、補助金の交付を決定し、申請者へ交付決定通知書を通知します。この交付決定通知書をもって、正式な補助事業の決定となります。なお、交付申請の内容が補助事業の要件と適合しないと判断した場合、その全部又は一部が、補助対象とならない場合がありますので、ご留意ください。

(3) 完了実績報告

補助事業者は、当該事業に係る工事等の完了後、定められた期限までに協議会へ補助事業の完了を報告してください。

完了実績についても、jGrantsを利用した電子申請で行うこととします。

なお、補助事業費に係る支払いを証明する書類（領収書及び送金伝票等）や、補助事業の実施状況を確認できる写真等を添付する必要がありますので、ご留意ください。

(4) 額の確定

協議会は、完了実績報告された内容を審査の上、補助金の額を確定し、補助事業者へ額の確定通知書を通知します。

(5) 補助金受領

補助事業者は、額の確定通知書を受領後、請求書を協議会へ提出してください。交付申請手続きで指定した口座に補助金が振り込まれます。なお、期限までに(3)の手続きが完了（報告内容に不備が無い状態）したものについては、令和7年3月までに振り込まれる予定です。

(その他留意事項)

- ・事務処理の都合により、(1)の交付申請手続きは令和7年1月20日まで、(3)の完了実績報告手続きは令和7年2月3日までに協議会へ必要書類を提出してください。事情により、手続きを各期限までに行えないと見込まれる場合、速やかに協議会へご相談ください。

2. 補助事業の基本要件

本事業の補助の対象となる住宅は、次の①～⑥の全ての要件を満たす必要があります。

① 戸建住宅の新築とします。

補助対象とする住宅は下記の住宅に限ります。

- ・常時居住する戸建住宅であること
- ・申請した事業者が一般消費者に引き渡す戸建住宅であること（申請した事業者が宅建事業者等へ引き渡す住宅は対象外）
- ・専用住宅であること
- ・一次エネルギー消費量の計算で前提となる台所、浴室、トイレ等の設備を有する戸建住宅であること

② 強化外皮基準（1～8地域の平成28年省エネルギー基準（ η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、 U_A 値 1、2地域：0.4 [W/m²K] 以下、3地域：0.5 [W/m²K] 以下、4～7地域：0.6 [W/m²K] 以下）

③ 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量（「その他一次エネルギー消費量」は除く）から25%以上の一次エネルギー消費量削減

④ 再生可能エネルギーを導入（容量不問）

⑤ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量（「その他一次エネルギー消費量」は除く）から100%以上の一次エネルギー消費量削減

- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業の一次エネルギー消費量の評価に含めることはできません。

⑥ 以下のいずれかの方法で、LCCO₂を算定し、結果が0以下となるもの。

- ・CASBEE-戸建（新築）2018年版、2021年SDGs対応版（又は2020年SDGs試行版）
- ・LCCM住宅部門の基本要件（LCCO₂）適合判定ツール

⑦ 住宅の品質について、CASBEEのB+ランクまたは同等以上の性能を有するもの（長期優良住宅認定など）。ただし、耐震性については、階数が2階以下、かつ、床面積が500㎡以下の木造のLCCM住宅を整備する場合には、以下の(1)～(4)のいずれかを満たす必要があります。

- (1) 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅
- (2) 「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」（以下、「令和4年基準（案）」という。）又は「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準の見直し（案）の概要」（以下、「令和5年12月時点での基準の見直し（案）」という。）により構造安全性が確かめられた住宅
- (3) 壁量計算等により構造安全性を確認したもので、以下のイ、ロのいずれかを満たしたものであること
 - イ 住宅性能表示制度の1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）における等級3水準であるもの
 - ロ 住宅性能表示制度の1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）における等級2水準であるもので、かつ、建築主又は買主へ説明及び同意取得（注）を行うもの
- (4) 公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅

※建築士による確認・証明、または、住宅性能評価書の取得等が必要になります。

注) 建築主等への説明と同意取得について

⑦(3)ロ(4)の場合は、建築主又は買主に対して以下の内容を説明し、同意書（参考様式）の写しを提出いただく必要があります。

国土交通省において、令和5年12月時点での基準の見直し（案）を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布することを予定しており、確定・公布された基準は、令和7年4月以降に建築される木造住宅が満たすべき基準となること。

・当該住宅が、上記見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること。

・床面積 300 ㎡超の建築物で令和7年4月以降に工事に着手するものについては、令和4年改正建築基準法によって、構造計算により構造安全性を確かめることとなるため、⑦(1)以外の場合には改正後の基準を満たさなくなる可能性があること。

⑧ 交付決定を受けた年度に事業着手するもの。

交付決定を受けた年度中に(1)補助対象費用に関する契約の締結、又は(2)建築工事に着手するものを対象とします。いずれの場合においても交付決定後に着手する必要があります。

⑨ **住宅の立地が「土砂災害特別警戒区域※」に該当しないこと。**

区域の指定の有無については、建設地の地方公共団体にお問い合わせください。なお、交付申請時には、住宅が区域外であることについての建築士による証明が必要です。

※ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

⑩ **住宅の立地が「災害危険区域※」に該当しないこと。**

※建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）

⑪ **住宅の立地は、都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないこと。**

3. 補助事業の基本的な実施体制

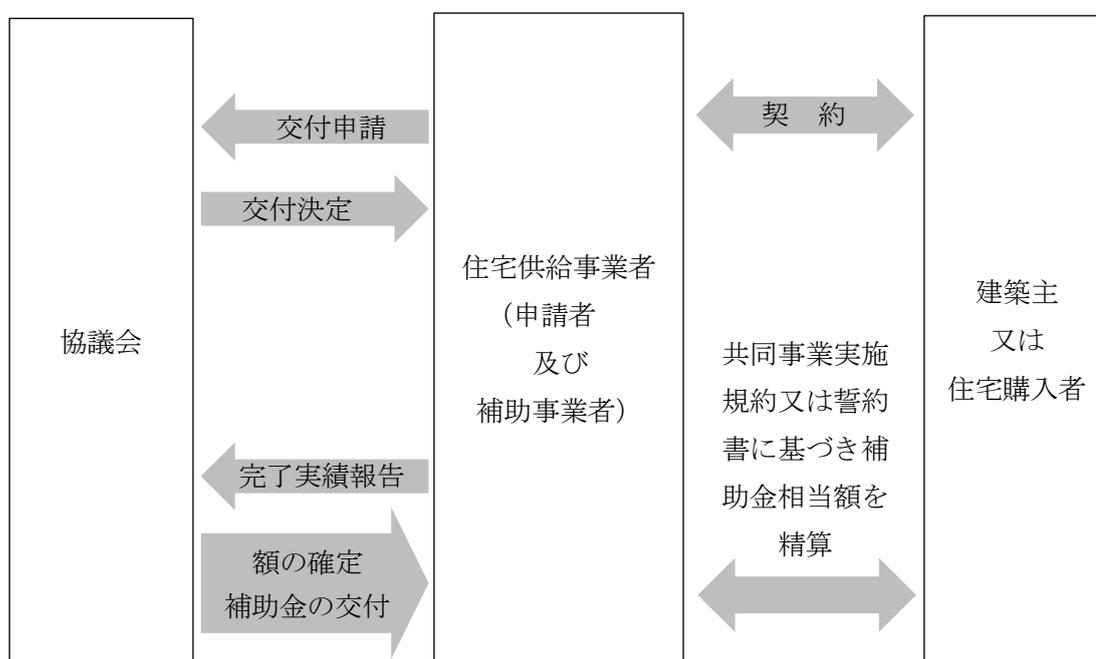
原則、申請者及び補助事業者は、住宅供給事業者です。

なお、当該住宅供給事業者は、本事業による補助金の交付を受けて整備し販売する建売戸建住宅の購入者又は請け負って整備した注文戸建住宅の建築主に対して、受領した補助金相当額を還元する必要があります。

このため、建売戸建住宅を新築する事業の場合は、住宅分譲に係る誓約と併せて交付申請手続きを行ってください。注文戸建住宅を新築する事業の場合は、住宅供給事業者と建築主で共同事業実施規約を締結してください。建売戸建住宅及び注文戸建住宅を新築する事業の場合は、誓約と併せた交付申請手続き及び共同事業実施規約の締結を行ってください。

補助事業者以外の者が、補助金の申請・受給に関する事務の代行（協議会への質問、相談を含む）を行う場合、補助事業者からの委任状を提出して頂きます。

一般的に想定される体制は下図のとおりです。



※補助金の支払いは、申請者が交付申請手続きで指定した申請者が管理する口座（1カ所）に振り込まれます。

4. 補助額

(1) 補助対象事業費

補助対象事業費は、次に掲げる①設計費と②建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用を合計した費用です。交付決定後に建築工事に着手するものに限り補助対象とします。なお、完了実績報告において、個別の住宅について支払いを証明する書類（領収書等）や、補助事業の実施状況を確認できる写真等の提出を求めます。

① 設計費

総合的な建築物の環境効率（LC₃CM住宅認定を含む）及び省エネルギー性能（建設住宅性能評価を含む）について、第三者認証・認定を取得するための費用として、次の i ～ iii を対象とします。

- i) 設計一次エネルギー消費量やB E I等の計算に要する費用
- ii) 第三者認証・認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）
- iii) 評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）

なお、環境効率や省エネルギー性能の表示のみで、その後の整備を伴わない事業は対象となりません。また、自己評価によって、環境効率や省エネルギー性能を評価及び表示する場合の費用や下記に掲げる費用は、対象外です。また、下記に掲げるもの以外でも、予算の状況に応じ、補助額を調整することがあります。

- ・長期優良住宅の認定に関する費用
- ・確認申請に関する費用
- ・構造計算に関する費用

② 建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用

建設工事等における補助対象工事は、以下に記す外皮断熱工事、開口部断熱工事、設備機器工事、耐震性強化工事のうち、別表1に規定するものとなります。

【掛かり増し費用算定の基本的考え方】

掛かり増し費用は、補助対象工事に関する対象住宅工事費と標準住宅工事費の差額の合計です。

対象住宅工事費は、対象住宅における補助対象工事に係る費用を算出してください。標準住宅工事費は、対象住宅を省エネ基準相当（平成28年基準相当）のエネルギー消費性能を有するものとした場合の住宅における補助対象工事に係る費用を算出してください。

なお、原則として、いずれの工事費も補助対象工事の項目ごとに内訳を算出し、数量等の根拠資料を添付してください。ただし、標準住宅工事費を対象住宅の延べ面積に標準単価（15,000円/㎡）を乗じて算出する場合は、その算出根拠及び内訳は不要です。なお、耐震性強化工事及びその他工事において標準単価による標準住宅工事費の算定はできません。

また、補助対象事業費には、国及び地方公共団体等（国の補助を受けて地方公共団体等が実施しているものに限る）からの補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けている場合、

その対象となる費用に含めることはできません。

掛かり増し費用の算出の概要は次の通りですので、参考にしてください。

(標準住宅工事費を積算することにより算出する方法)

対象住宅工事費		標準住宅工事費	=	掛かり増し費用
外皮断熱工事費……○円	-	外皮断熱工事費……△円	=	外皮断熱工事費……○-△円
開口部断熱工事費…○円	-	開口部断熱工事費…△円	=	開口部断熱工事費…○-△円
暖冷房設備費………○円	-	暖冷房設備費………△円	=	暖冷房設備費………○-△円
給湯設備費… ……○円	-	給湯設備費… ……△円	=	給湯設備費… ……○-△円
換気設備費… ……○円	-	換気設備費… ……△円	=	換気設備費… ……○-△円
照明設備費… ……○円	-	照明設備費… ……△円	=	照明設備費… ……○-△円
耐震性強化工事費…○円				耐震性強化工事費…○円
その他の工事費……○円				その他の工事費……○円
				合計 □□円

(標準住宅工事費を標準単価により算出する方法)

対象住宅工事費		標準住宅工事費	=	掛かり増し費用
上記と同じ内訳の合計	-	(標準単価×延べ面積)	=	□□円

(2) 補助額の算出

補助額は、上記(1)①及び②で算出した補助対象事業費から計上する方法か、補助対象となる建設工事費全体*の4.0%以内の額とする方法の2通りあります。なお、1戸あたり140万円を本事業の補助限度額とします。ただし住宅の立地が以下(i)かつ(ii)に該当する区域に立地している住宅については、補助額を上記の半額とします。

(i) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域

(ii) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域をいう。）

(補助対象工事の掛かり増し費用から算出する方法)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{補助額} \\ \text{上限 140 万円} \end{array}} \geq \boxed{\begin{array}{c} \text{設計費} \\ \text{の合計} \end{array}} \times \frac{1}{2} + \boxed{\begin{array}{c} \text{補助対象工事の} \\ \text{掛かり増し費用} \end{array}} \times \frac{1}{2}$$

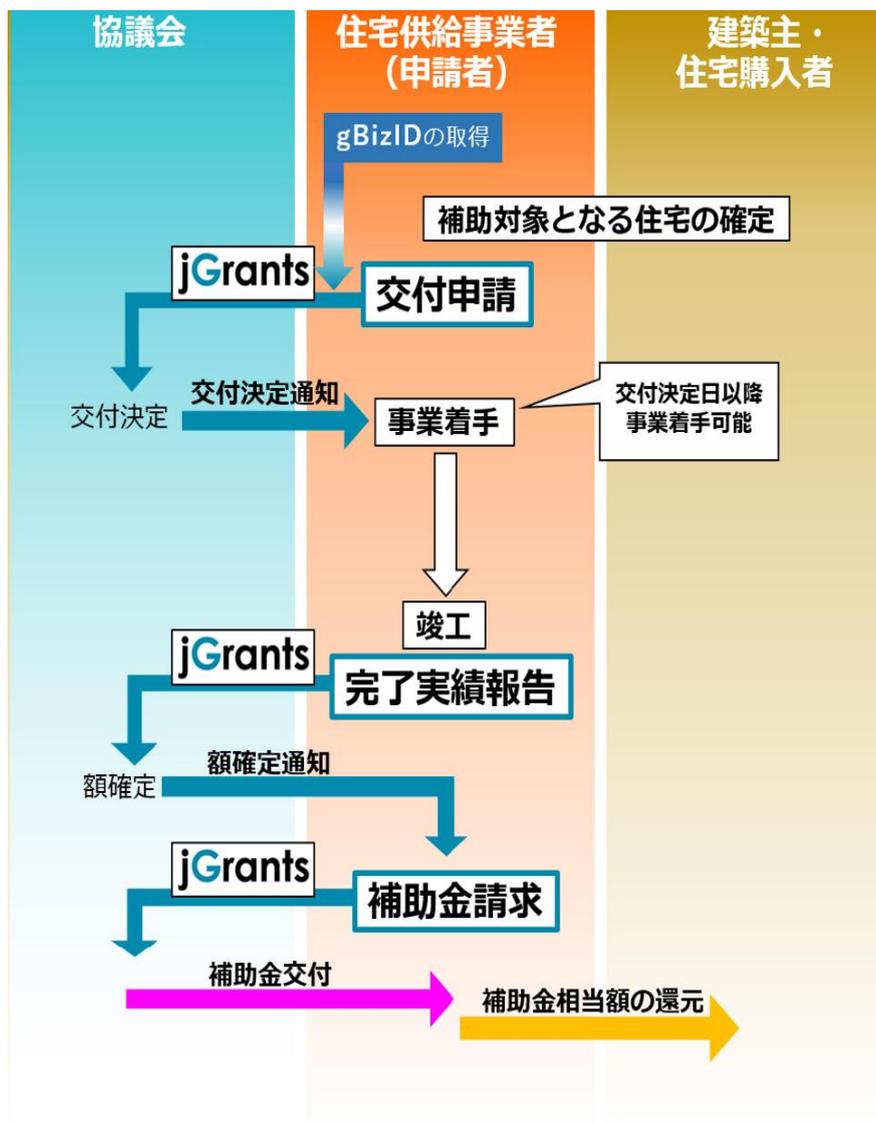
(補助対象となる建設工事全体の費用から算出する方法)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{補助額} \\ \text{上限 140 万円} \end{array}} \geq \boxed{\begin{array}{c} \text{設計費} \\ \text{の合計} \end{array}} \times \frac{1}{2} + \boxed{\begin{array}{c} \text{補助対象となる} \\ \text{建設工事費全体}^* \end{array}} \times 0.040$$

※補助対象となる建設工事費全体に計上できる工事費は、主体工事費、屋内電気設備工事費、屋内ガス設備工事費、屋内給排水設備工事費となります。設計費、建築確認申請費、既存建築物の解体費、屋外附帯工事費、外構工事費、家具調度品費、各負担金等は対象となりません。(詳細は別表2及び別表2-2を参照のこと)

5. 補助事業のフロー

手続きの流れを含めた補助事業のフローは、下図のとおりです。



6. 年間スケジュール

手続きに関する年間のスケジュールは下表のとおりです。なお、諸事情により変更する可能性があります。

時 期		手続き等
令和6年	5月17日	申請受付開始
令和7年	1月20日	交付申請の申請期限 ^{※1}
	1月20日	変更交付申請の申請期限 ^{※1}
	2月3日	完了実績報告の報告期限 ^{※2、※3}

※1 交付申請（変更申請）に関する相談や確認は、随時受け付けています。

※2 完了実績報告は、上記提出期限とは別に補助事業に係る工事等の完了後、1ヶ月以

内に提出する必要があります。期限までに提出が確認できない場合、補助金を受領することができない場合がありますので、ご注意ください。完了実績報告に関する相談や確認は、随時受け付けておりますので、補助事業に係る工事等が完了した場合は、すみやかに協議会へ提出書類等に関する確認を行ってください。

- ※3 交付決定後に、当初の完了実績報告予定日までに完了実績報告を提出できないことが見込まれた場合には、翌年度への予算の繰越が可能となる場合がありますので、速やかに協議会へご相談ください。

II. 交付申請

1. 交付申請とは

申請者が補助金の交付を受けるために必要な手続きのうち、最初に行うものが交付申請です。申請に際し、jGrantsを利用した電子申請で行うこととします。複数の住宅を整備する事業の場合は、住宅ごとに申請してください。

なお、申請された内容を審査の上、予算の範囲内で補助金の交付を決定するため、申請された補助金の額を下回る交付決定となる場合があります。

また、以下の事案に該当する場合は、申請が制限されます。申請時に該当する事案の有無等について、それぞれ確認をしていただきます。

- ① 過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供給等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者の本補助金への申請が制限されます。

2. 交付申請の原則

原則、補助事業は、交付決定を受けてから（交付決定通知書の日付以降）建築工事に着手してください。

3. 交付申請の方法

(1) 交付申請の方法

補助対象となる住宅が決まった時点で補助対象事業者が交付申請を行います。

交付申請にあたっては、jGrantsを利用した電子申請で行うこととします。別途配布する「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）LCCM戸建住宅部門 電子申請マニュアル」に従って手続きを行ってください。

なお、ご質問やご相談がある場合、記録保持のため、原則として、電子メールにてお問い合わせ願います。

(2) jGrantsへの入力

〈入力にあたっての留意点〉

①申請情報

- ・ プロジェクト名は、他の申請と識別しやすいよう配慮し、特に複数申請を予定している申請者は、共通のプロジェクト名に通し番号や対象住宅名称を付すなどして区別できるようにすること。
- ・ 補助対象事業費及び申請額は、添付書類【別添2 補助対象事業費の内訳】で算出した金額（千円単位）を円単位に直して入力してください。
- ・ 事業開始日は事業着手予定日（交付申請日以降の日付※¹）、事業終了日は竣工予定日※²（完了実績報告の報告期限までの日付）を入力してください。

※¹ 補助事業は、交付決定後に着手してください。

※² 交付決定後に、当初の完了実績報告予定日までに完了実績報告を提出できないことが見込まれた場合には、翌年度への予算の繰越が可能となることがありますので、速やかに協議会へご相談ください。

②申請の制限に係る事案の有無

- ・ II.1 ①②に記載された補助金の制限に係る事案について確認し、該当がある場合は、申請は制限されます。確認の内容について、事実と相違していることが発覚した場合は、補助金の全額返還となる場合があります。

③補助事業施工業者等に関する宣誓

- ・ 申請者は、申請者と建築主（建売戸建住宅の場合は、申請者と施工業者等）の関係が以下の（1）～（3）のいずれかの法人等（以下、「関係会社等」という。）に該当するか（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）について誓約していただきます。
 - （1）100%同一の資本に属するグループ企業
 - （2）申請者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。）
 - （3）申請者の役員である者（親族を含む）またはこれらの者が役員に就任している法人
- ・ （1）～（3）の関係にある者から調達を行う場合は、3者以上からの見積り結果を提出してください。

④他の補助金の申請の有無

- ・ 原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。確認の内容について、事実と相違していることが発覚した場合は、補助金の全額返還となる場合があります。

⑤振込口座登録

- ・ 一事業につき一つの補助事業者名義の振込口座を登録してください。
- ・ 企業名、代表者名や金融機関名称の変更に伴い振込口座の登録情報に変更があった場合は、速やかに協議会まで報告の上登録情報の変更を行ってください。

(3) 添付書類 (◎：必須、○：条件によって必要)

様式.xlsx及び参考様式は、本事業ホームページよりダウンロードできます。

No.	書類名		様式	様式.xlsx	準備書類	
①	別添1 建築士による基本要件への適合確認書		別添1	◎		
	添 付 書 類	(1) LCCO ₂ の評価資料				◎
		(2) ZEH要件の評価資料				◎
		(3) 住宅の品質の確保を確認できる資料				◎
		(4) その他適合確認に用いた対象住宅の資料				◎
②	別添2 補助対象事業費の内訳		別添2	◎		
	根拠	(1) 見積書及び見積明細書				◎
③	共同事業実施規約		参考様式		○	
④	分譲住宅に係る誓約書		参考様式		○	
⑤	耐震要件に関する同意書		参考様式		○	
⑥	適合確認における未取得の書類に係る誓約書		参考様式		○	
⑦	適合確認した建築士の建築士免許証		原本写し		◎	
⑧	協議会が確認に必要と判断するもの				○	

〈作成にあたっての留意点〉

作成にあたっては、以下の①から⑧をご確認ください。提出書類は、xlsx形式やPDF形式の指定があります。ファイル名については、原則、上記一覧の「No. + 書類名」に統一してください。ただし、他の申請と識別するために、ファイル名の末尾に通し番号や対象住宅名称を付すのは構いません。

例：「①別添1 建築士による基本要件への適合確認」「①(1)LCCO₂の評価資料_**様邸」

①別添1 建築士による基本要件への適合確認書

- ・ 建築士が、ダウンロードした様式.xlsx【別添1 適合確認書】に、必要項目を入力し、補助事業の要件に適合しているか確認してください。確認の上、xlsx形式で添付してください。
- ・ こうした交付申請等の手続きにおいて、建築士は確認内容に責任を持ち、不正があった場合は、建築士法に基づき処分される場合があることに留意してください。
- ・ 補助対象となる住宅におけるLCCO₂及びZEH要件の評価結果を記載してください。

〈根拠書類〉

(1) LCCO₂の評価資料 (参考資料1、2)

- ・ 補助対象となる住宅におけるLCCO₂の計算を行い、評価結果とその根拠資料を添付してください。
- ・ 「CASBEE-戸建(新築)2018年版、2021年SDGs対応版(または2020年SDGs試行版)」、または「LCCM住宅部門の基本要件(LCCO₂)適合判定ツール(2019

年版)」によってLCCO₂の計算を行い、結果が0以下となることが分かる評価書を提出するとともに、建築士によって設計内容と計算内容が要件に適合している旨を証明していただきます。

- ・CASBEE及び基本要件（LCCO₂）判定ツールは、以下のホームページにおいて、各評価ツールを無料でダウンロードできます。

■CASBEE戸建（新築）2018年版

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター CASBEEホームページ

https://www.ibecs.or.jp/CASBEE/CASBEE_outline/cas_home.html

※CASBEE-戸建（新築）2020年SDGs試行版、2021年SDGs対応版のマニュアル、評価ソフト等は下記を参照してください。

https://www.ibecs.or.jp/CASBEE/CASBEE_opinion/index.html

■LCCM部門の基本要件（LCCO₂）適合判定ツール

一般社団法人 日本サステナブル建築協会 「LCCM住宅ホームページ」

<http://www.jsbc.or.jp/research-study/lccm.html>

(2) ZEH要件の評価資料（参考資料3、4）

- ・第三者評価を取得し、ZEHの要件を満たしたものであること※を証明した評価書提出する、または、建築士によって設計内容と計算内容が要件に適合している旨を証明していただきます。

【住宅版BELSで第三者評価を取得する場合】

※ 評価書に「ZEH」の明記があることが必要になります。評価書と合わせて申請資料をご提出ください。

【建築士による証明の場合】

※ 申請する住宅毎に外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価し、ZEH要件の適合に関する計算書及びその根拠資料を提出してください。

※ ZEH要件の適合に関する計算書は、住宅性能評価・表示協会「住宅の「ZEH」に関する表示についての一次エネルギー計算書（Ver. 2.0）」をご利用ください。

(3) 住宅の品質の確保を確認できる資料

- ・上記(1)のLCCO₂の評価書として、CASBEE戸建（新築）の評価結果を提出する場合を除き、補助金交付申請の手続きにおいて、住宅の品質の確保の取り組みが確認できる資料を提出ください。交付申請後に当該評価を行う場合は、評価方法等（CASBEEのB+ランク、CASBEEのB+ランク同等以上の性能を有する図書又は長期優良住宅認定の取得）を明記した書面（⑥の参考様式）をPDFで提出してください。
- ・CASBEEで評価を行う場合は、次のとおりとします。
 - 1) 「CASBEE-戸建（新築）2018年版、2021年SDGs対応版（または2020年SDGs試行版）」の使用を基本とします（自己評価で可）。
 - 2) CASBEE評価員が評価した場合にあっては、その旨と当該評価員の氏名を記載することとします。

3) CASBEEの概要は(1)のホームページで案内しています(評価ツールを無料でダウンロードできます)。

- ・耐震性については、長期使用構造である旨の確認書、住宅性能評価書、または、建築士による確認・証明等を行った資料を提出してください。なお、壁量計算により構造安全性を確認し等級2の場合は、耐震要件の同意書をご提出願います。(2. 補助事業の基本要件⑦)

(4)その他適合確認に用いた対象住宅の資料

- ・LCCO₂及びZEH要件の評価に使った項目と仕様が明示されている平面図等の設計図書を添付してください。

②別添2 補助対象事業費の内訳

- ・ダウンロードした様式.xlsxの【別添2 補助対象事業費の内訳】に、必要項目を入力し、【別添2】のシートをxlsx形式で添付してください。
- ・交付申請に係る事業費は千円単位で作成してください。積算時に円単位から千円単位に換算する際は、千円未満を切り捨てとしてください。
- ・以下の根拠書類をPDFで添付してください。

《根拠書類》

(1)見積書及び見積明細

- ・新築工事に係るすべての事業費が確認できる見積書をご準備ください。一次エネルギー消費量計算で見込んだ機器等が、補助申請の内容にかかわらず、見積内容に盛り込まれていることをご確認ください。
- ・補助対象工事費が確認できるように、該当箇所にマーカーをし、項目ごとに付番し、合計するなど、別添2の記載内容と整合させてください。

③参考様式 共同事業実施規約

- ・効率的な予算執行のため注文戸建住宅の場合は、建築主と補助事業者で共同事業実施規約を締結していただき交付申請時に提出いただきます。建築主と補助事業者の押印したものをPDFで添付してください。
- ・規約は、参考様式から補助事業に関係する者の状況に応じて、適宜変更してください。なお、規約に関係するトラブルが生じた場合は、当事者間で解決していただくことになりますので、ご注意ください。その他、参考様式から変更する場合の留意点は以下のとおりです。

留意点

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">□ II 1. に記載している申請が制限される者が、規約に含まれていないこと。□ 手続き等を代表者が行うこと。(すべての手続きを常に連名で印鑑等を付して行う場合は、この限りでない。)□ 受領した補助金の精算方法について、補助事業者から建築主へ補助金相当額が還元される定めがあること。なお、補助金は、支払われた補助対象事業費を根拠に交付 |
|---|

する。このため、補助対象事業費から補助金相当額の値引きによる方法で精算すると、値引き後の金額が補助対象事業費となり交付される補助金が交付決定額から減少するので、留意すること。

- 補助事業により取得した財産の管理等について、定めがあること。

④参考様式 分譲住宅に係る誓約書

- ・建売戸建住宅の場合は、分譲住宅に係る誓約書（参考様式）を提出いただきます。

⑤参考様式 耐震要件に関する同意書

- ・上記①(3)にて建築主又は買主への説明及び同意を取得した際、原則、交付申請時に提出いただきます。
- ・建売戸建住宅の場合は、④の誓約書で説明を行うことを誓約していただき、実績報告時に提出いただきます。

⑥参考様式 適合確認における未取得の書類に係る誓約書

- ・①の適合確認に用いる評価根拠とする書類のうち、交付申請時に未取得の書類については、実績報告時に提出することを誓約していただきます。

⑦原本写し 適合を確認した建築士の建築士免許証

- ・上記①で適合確認した建築士の建築士免許証の写しをPDFにして添付してください。

⑧協議会が確認に必要と判断するもの

(4) 手続きの時期

交付申請手続きが完了するまでは、正式な補助事業として決定していないため、交付申請は早めにお手続きください。

また、交付申請手続きには、次の通り申請期限がありますので、ご注意ください。やむを得ない理由により、申請が遅れることが見込まれる場合、必ず事前に協議会へご相談ください。

交付申請の申請期限：令和7年1月20日（月）

III. 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査した上で交付決定を行います。

- ① 交付申請の内容が、補助事業の要件に適合していること。
- ② 補助事業の内容が、交付要綱及び募集要領の事業要件を満たしていること。
- ③ 補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

「交付決定通知書」は、協議会から申請者へ通知されます。交付申請内容に応じた書類が、完了実績報告手続きで必要となりますので、必要な提出書類を十分に把握し作成漏れ等にご留意の上、補助事業を進めてください。

IV. 補助事業実施にあたっての経理処理

1. 補助事業の適正な実施

当該補助事業の経費計上については、基本原則となる次の項目を遵守して、適正な経理処理を行ってください。

《補助事業の経理処理原則》

- i 経費計上は、当該事業に直接必要なものに限り、
事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない事務用品等も計上できません。
- ii 経費計上は、事業期間中に発生したものが対象です。
- iii 当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。
補助対象となった事業がどの部分であるか明示できるよう経理を明確にしてください。

※上記のほか、法令等に即した適正な処理を行ってください。

※地方公共団体である補助事業者は、国の補助金について、当該補助事業主体の歳入歳出予算等における科目別計上金額を明らかにする調書を作成してください。

※支出内容を証明する書類として、補助事業者の経理処理において通常使用している発注、納品、検収、請求、支払を確認できる書類（オンライン発注等の場合は、データで確認可）を備えてください。

2. 消費税等の処理

消費税は、補助金の交付対象外です。交付申請にあたっては、消費税相当額を除く補助対象事業費としてください。

V. 交付申請額等の変更

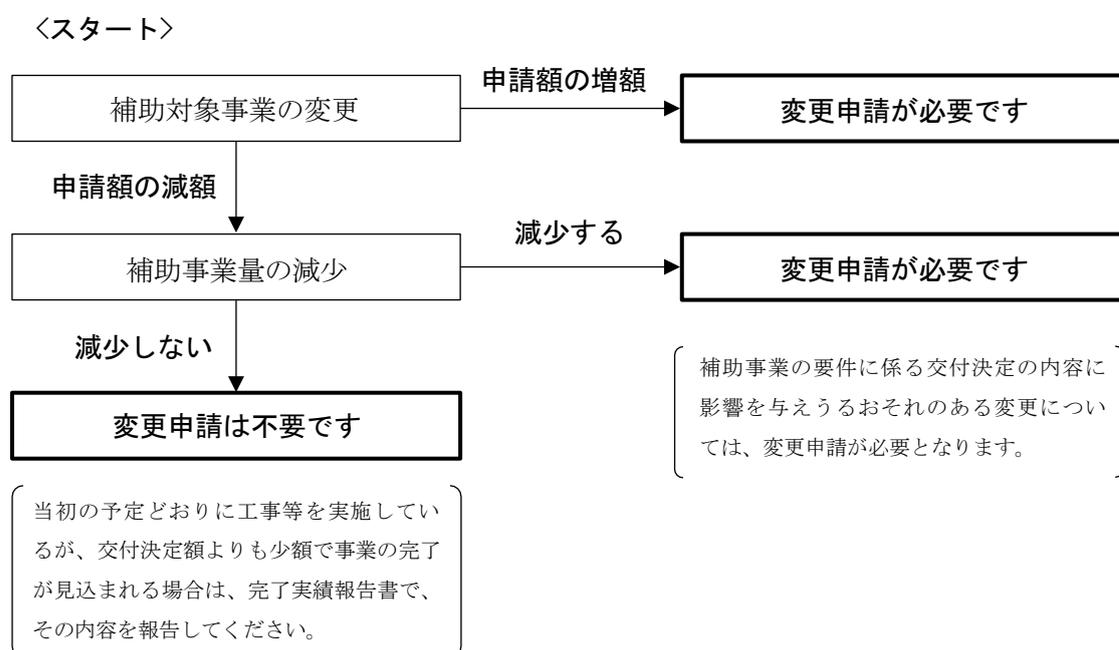
1. 変更申請手続きが必要な場合

(1) 交付決定前の変更

事業内容に変更が生じた場合は、協議会へ連絡し必要な手続きを行った上で、交付申請を行ってください。

(2) 交付決定後の変更

補助事業に要する費用を変更する場合は、その内容によって補助金交付変更承認申請を行う必要があります。当該変更申請が必要か否かについては、次のフローチャートをご参照ください。



2. 交付変更承認申請の方法

(1) 交付変更承認申請の方法

申請方法等はⅡ 3. (1)と同じです。

(2) 添付書類

申請者は、交付申請手続きの提出書類のうち、変更がある書類を作成して申請してください。

(交付申請手続きの様式等と同じです。)

なお、交付申請手続きの留意事項等(Ⅱ. 参照)も確認の上、作成してください。

(3) 手続きの時期

交付変更申請手続きの期限は、次の通り申請期限がありますので、ご注意ください。やむを得ない理由により、申請が遅れることが見込まれる場合、必ず事前に協議会へご相談ください。

交付変更申請の申請期限：令和7年1月20日(月)

(4) 留意事項

- ・ 補助事業の要件、その他留意事項に抵触するおそれのある変更をしようとする場合、あらかじめ協議会にご相談ください。
- ・ 当初の予定どおりに工事等を実施しているが、交付決定額よりも少額で事業の完了が見込まれる場合の変更申請は不要です。なお、効率的な予算執行のため、少額で完了する見込みの場合、協議会へ速やかにご連絡ください。

VI. 経費の配分の変更

交付決定額に変更がない場合で、費目間の経費の配分の変更を行う場合は、協議会へご連絡ください。

VII. 補助事業の中止・廃止等の申し出

1. 事業の中止・廃止

補助事業者は、事業の遂行義務を負っており、補助事業者が勝手に当該事業を中止又は廃止することは、本事業及び補助事業の目的の達成を阻害することになるため、認められません。

補助事業を中止し、又は廃止する状況になった際は、jGrantsを利用して協議会へ事業の中止（又は廃止）承認に係る申請を行う必要があります。

補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、申請を行う前に、協議会へ個別にご相談ください。

2. 交付申請の取り下げ

補助事業者は、交付申請書を提出してから交付決定を受けるまでの間に生じた諸事情により交付申請を取り下げようとする場合、jGrantsを利用して、速やかに交付申請取り下げに係る届け出を協議会へ届け出る必要があります。

また、交付決定通知に係る補助金交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受領してから1週間以内に、交付申請取り下げに係る届け出を協議会へ届け出る必要があります。

交付申請を取り下げたい場合は、届け出る前に、協議会へ個別にご相談ください。

VIII. 補助事業実施状況報告

協議会は、必要があると認めるときに、補助事業者に対して補助事業の進捗に関する報告を求め、又はその進捗状況を調査することがあります。

Ⅸ. 完了実績報告

1. 完了実績報告とは

補助事業は、当該事業に係る工事等が完了したことを報告し、交付すべき補助金の額を最終的に決定する額の確定手続きをしなければ、補助事業として完了していないため、補助金は交付されません。したがって、補助事業者は当該事業に係る住宅の工事や引き渡し完了後、1ヶ月以内に「完了実績報告書」を協議会へ提出してください。

2. 完了実績報告の方法

(1) 完了実績報告の方法

報告方法等はⅡ 3. (1)と同じです。jGrantsの入力等や手続きの詳細については、別途案内する完了実績報告マニュアルを参照してください。

(2) 添付書類（◎：必須、○：条件によって必要）

申請者は、下表の書類を作成して報告してください。なお、後述の留意事項等も確認の上、作成してください。ファイル名については、交付申請時と同様に、原則、上記一覧の「No.+書類名」に統一してください。

No.	書類名	様式	様式.xlsx	準備書類	
①	建築士による交付申請内容の適合と基本要件に関する工事内容の確認書	別添3	◎		
	添 付 書 類			(1)L C C O 2の評価資料	◎
				(2)Z E H要件の評価資料	○
				(3)住宅の品質の確保を確認できる資料	○
				(4)その他適合確認に用いた対象住宅の資料	○
②	交付申請内容の適合と基本要件に関する工事内容を確認した建築士の建築士免許証	原本写し		◎	
③	補助対象事業費の内訳	別添2	◎		
④	工事請負契約書	原本写し		◎	
⑤	事業費の支払いを証明する書類	原本写し			
	添 付 書 類			(1)受領の証明書類	◎
		(2)送金の証明書類	◎		
⑥	工事等の事実を証明する書類	原本写し			
	添 付 書 類			(1)完了検査済証及び工事監理報告書	◎
				(2)建設住宅性能評価書	○
				(3)出荷証明書、納品書	○
				(4)外観、内観、補助対象工事各部写真	○
⑦	協議会が確認に必要と判断するもの			○	

〈作成にあたっての留意点〉

①別添3 建築士による交付申請内容の適合と基本要件に関する工事内容の確認書

- ・ 建築士が、工事内容を確認し、ダウンロードした様式シート（別添3 適合確認書）に必要な項目を入力し、補助事業の要件に適合しているか確認してください。確認の上、xlsx形式で添付してください。
- ・ こうした完了実績報告等の手続きにおいて、建築士は確認内容に責任を持ち、不正があった場合は、建築士法に基づき処分される場合があることに留意してください。

〈根拠書類〉

(1) LCCO₂の評価資料（参考資料1、2）

- ・ 交付申請時と同様に、補助対象となる住宅におけるLCCO₂の計算を行い、判定ツール（xlsx形式）^{※1}とその根拠を添付してください。工事内容に設計変更がない場合でも、交付申請時に提出した判定ツール（xlsx形式）^{※1}の添付が必要です。
- ・ LCCO₂評価に使用した一次エネルギー消費量の計算結果として、「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」の計算結果を「PDF出力」したもの及び入力した計算条件を「XML出力」したものを^{※1}を添付してください。

※1 事業完了後に報告いただくエネルギー使用量の分析に活用いたします。

(2) ZEH要件の評価資料（参考資料3、4）

- ・ 工事内容に設計変更がなく、交付申請の内容（補助事業の要件）に変更がない場合は、添付を省略できます。

(3) 住宅の品質の確保を確認できる資料

- ・ 交付申請後に当該評価を行うこととして未提出の場合は、添付してください。

(4) その他適合確認に用いた対象住宅の資料

- ・ 工事内容に設計変更がなく、交付申請の内容（補助事業の要件）に変更がない場合は、添付を省略できます。

②原本写し 交付申請内容の適合と基本要件に関する工事内容を確認した建築士の建築士免許証

- ・ 上記①で適合確認した建築士の建築士免許証の写しをPDFで添付してください。

③別添2 補助対象事業費の内訳

- ・ ダウンロードした様式.xlsxの【別添2 補助対象事業費の内訳】に、必要項目を入力してください。上段（ ）内には、直近の交付決定した金額を入力すること。【別添2】のシートをxlsx形式で添付してください。
- ・ 計上する事業費は千円単位で作成してください。積算時に円単位から千円単位に換算する際は、千円未満を切り捨てとしてください。

④工事請負契約書

- ・ 電子契約で締結されたものでも構いませんが、確認事項のすべてが確認できる必要があります。

確認事項

- 工事請負契約の締結日の記載があること
- 工事場所の記載があり、対象住宅の所在地と一致すること
- 工事発注者・請負者の記名・押印があり、いずれかが補助事業者であること
- 工事代金の記載があり、別添2の内容と見積書の金額と整合していること
- 新築工事の内容であることが確認できること

- ・ 分離発注など複数の事業者により工事を発注する場合、まとめてPDFで保存し、添付してください。
- ・ 交付申請時から事業費が変更されている場合は、変更理由、契約見積り等の根拠書類をPDFで保存し、添付してください。

⑤ 原本写し 事業費の支払いを証明する書類

- ・ 総額及び内訳が「工事請負契約書」及び交付申請時に提出した「補助対象事業費の内訳」と整合していることをご確認ください。支払い額が契約額と異なる場合や契約者以外の支払いの場合には説明を求める場合があります。
- ・ 以下の(1)に掲げるものから2点、もしくは(1)及び(2)に掲げるものからそれぞれ1点を提出してください。

(1) 受領の証明書類

- ・ 施工会社から建築主に発行した領収書
- ・ 建築主からの入金を確認できる施工会社の通帳（口座情報が確認できること）の写し（インターネットバンキング含む）

(2) 送金の証明書類

- ・ 建築主が施工会社に送金した際の振込受付書
- ・ 建築主が施工会社に送金した際の振込明細書
- ・ 施工会社への送金を確認できる建築主の通帳（口座情報が確認できること）の写し（インターネットバンキング含む）

⑥ 原本写し 工事等の事実を証明する書類

- ・ 以下の書類をPDFで添付してください。

(1) 完了検査済証及び工事監理報告書

- ・ 完了検査済証（建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項）及び工事監理報告書（建築士法第20条第3項）、確認対象外である場合は、住宅瑕疵担保責任保険付保証書又は建設住宅性能評価書の写しをPDFで添付してください。

確認事項

- 工事完了の事実が確認できること
- 建築工事に着手した日付（工事監理報告書の工事期間）が交付決定日以降であること

(2) 建設住宅性能評価書

- ・ 建設住宅性能評価を取得した場合、住宅性能評価書の写しをPDFで添付してくだ

さい。

- ・ 建設住宅性能評価書の提出をもって、別表3に掲げる機器等の出荷証明書及び工事写真の提出が省略できます。

(3)出荷証明書、納品書

- ・ 任意の様式で構いませんが、確認事項のすべてが確認できる必要があります。

確認事項

- 発行者（メーカーや卸業者などの公印があるもの）
- 納品先（ハウスメーカーや施工店など）
- 補助対象住宅となる住所などの出荷先
- 出荷した製品情報
 - (1) 製品名
 - (2) 品番
 - (3) 数量
 - (4) 出荷日

- ・ 建設住宅性能評価の提出をもって、省略できる機器等の詳細は別表3を参照のこと。
- ・ 補助額の算出で、補助対象となる建設工事全体の費用（別表2）から算出する方法をとった場合は、添付不要です。

(4)外観、内観、補助対象工事各部写真

- ・ 全ての工事写真は、現場名、撮影日が記載された看板と一緒に撮影してください。
- ・ 着手前、着手中、完了後の写真は、同じアングル（同じ方向から）で撮影すること。
- ・ 補助対象とした工事箇所の全てをカラーで撮影し、所定の様式に貼り付けPDFで保存の上、添付してください。複数箇所の同じ工事内容がある場合は、撮影した箇所のうち原則として、任意に選定すること。
- ・ 建設住宅性能評価の提出をもって、省略できる機器等の詳細は別表3を参照のこと。
- ・ 補助額の算出で、補助対象となる建設工事全体の費用（別表2）から算出する方法をとった場合は、添付不要です。

⑦協議会が確認に必要と判断するもの

(3) 手続きの時期

完了実績報告手続きには、報告期限がありますので、ご注意ください。やむを得ない理由により、報告が遅れることが見込まれる場合^{※1}、必ず事前に協議会へご相談ください。

完了実績報告の報告期限：令和7年2月3日（月）

- ※1 交付決定後に当初の完了実績報告予定日までに完了実績報告を提出できないことが見込まれた場合には、翌年度への予算の繰越が可能となる場合がありますので、速やかに協議会へご相談ください。

X. 補助金の支払い

補助事業の実績報告に基づく審査が終了しましたら、協議会より補助事業者へ確定した補助金額を通知します。この交付額確定通知に基づく請求書を作成し、すみやかに協議会へ提出してください。請求書の確認をもって、協議会から交付申請手続きで指定した口座に補助金が振り込まれます。当事業の補助金は、精算払いで支払います。なお、期限までに完了実績報告手続きが完了（報告内容に不備が無い状態）したもののについては、令和7年3月末までに振り込まれる予定です。

XI. 事業中及び事業完了後の留意事項

1. 会社再編等に伴う補助事業の承継に係る手続き

補助事業者に、法人間の合併・買収及び統廃合、分社化等の会社再編により、補助事業に係る権利義務の承継又は移転が発生する場合は、個別に協議会へご相談ください。

2. 補助事業で購入した物の取り扱いについて

「補助事業者で物品を購入する場合は、それが以下のいずれに該当するか」をあらかじめ区分してください。特に(2)の場合は、補助期間が終了した時点で、補助金返還が必要となるものもありますので、計上の際は、慎重な取り扱いをする必要があります。

なお、いずれに該当するか判断がつかない場合は、協議会へご相談ください。

(1) 補助事業の目的物としての取得

(マネジメントシステムの整備において開発されるソフトウェアなど)

(2) 補助事業の施行の手段としての購入（備品など）

(1) 補助事業の目的物としての取得の場合

当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って効率的に運用してください。

補助事業者は、取得価格及び効果の増加した価格が単価50万円以上のものについては、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に大臣の承認なく補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すことはできません。なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

※ 補助事業者である住宅供給事業者等が、本事業によって整備した住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行うことは補助金の目的の範囲内であるため、承認の手続きは不要です。

(2) 補助事業の施行の手段としての取得の場合

(1)以外の目的で購入した備品（原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、取得価格が2万円以上のもの）については、当該事業が完了した際に、残存物件として扱うこととなり、原則として当該物件の残存価格分の金額を返還する必要があります。このため、補助事業で該当する備品を調達する場合は、原則リース調達とするなど、補助金の返還が生じない方法を選択してください。購入により調達する場合は、購入がリース調達よりも経済的であることを示す理由書を提出いただきます。

3. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付要綱、交付規程、募集要領、交付決定の内容等に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下、「適正化法」という。）第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間、補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

なお、Ⅱ. 1. に記載しているとおり、申請の制限に該当する事案の有無等について、申請時に確認をしていただきます。本事業による補助金の交付後、当該申請で申告している内容に虚偽等があった場合、交付した補助金の返還を求めます。

また、協議会が補助金の一部又は全部の返還を命じ、定める期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に適正化法第19条第2項に規定する割合の延滞金を課します。

4. エネルギー使用実績等についての報告

補助を受けた者に対し、事業完了後、居住者の入居日の翌月から原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に定める期間）、居住下におけるエネルギー使用量の報告を求めます。報告書様式は本事業ホームページからダウンロードしてください。

5. アンケート・ヒアリング等への協力

補助を受けた者は、事業の取組に関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

6. 情報の提供

補助事業者は、自社のホームページ等を活用し、補助事業の情報提供に努めてください。具体的には、補助事業で整備した住宅やLCCM住宅の普及に関する情報を提供していただきます。また、情報提供に際しては、本事業の成果であることを必ず明記してください。なお、国土交通省、国立研究開発法人建築研究所、及び協議会にも適宜提供してください。また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

7. 個人情報の使用・利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジ

ウム、アンケート等の調査において利用することがあります。

また、同一の提案に対して国から他の補助金の交付を受けていないか調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、当該申請に係る個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額、補助事業の実施期間、返還を生じた理由、講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

本事業の交付申請を行った者は、以上の事項を承知したものとして取り扱います。

8. 額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地調査等について

完了実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出及び現地検査を行う場合があります。なお、補助金の交付後であっても必要に応じて現地検査を行うことがあります。また、当該物件が会計検査院の検査対象となった場合は、関係資料の提出を求められ、現地検査が行われます。

補助金の適正な執行に努めるとともに、補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む）は、補助金を受領した年度から5カ年度間は適切に保存する必要がありますので、十分にご留意ください。

9. その他

補助金の交付手続き等に関しては、本マニュアルによるほか、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付建設省住総発172号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付国住総第37号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成20年12月22日付国住総第67号住宅局長通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日国住生第9号）
- 十一 サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）補助金交付規程（令和6年4月1日）
- 十二 その他関連通知等に定めるもの

10. 問い合わせ先

名称	一般社団法人環境共生住宅推進協議会
所在地	〒162-0824 東京都新宿区揚場町2番21号 東ビル6階
電話番号	03-6228-1410 (月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:30～16:30(12:00～13:00除く))
FAX番号	03-6457-5995
メールアドレス	lccm@kkj.or.jp
ホームページ	https://www.kkj.or.jp/sustainable/lccm/lccm-index_2024.html

記録保持のため、お問い合わせは原則メールにてお願いいたします。

交付申請に係る一般のお問い合わせは、交付申請期限の5営業日前に受付終了いたします。

參考資料

別表1 掛かり増し費用として補助対象となる工事・設備

＜断熱工事及び高効率設備機器工事＞

項目		説明
外皮断熱工事及び開口部断熱工事（断熱強化）※1		・省エネルギー基準よりも高い仕様とする材料費、工事費（省エネルギー基準仕様との差額が補助対象）
暖冷房設備※2	温水式パネルラジエーター	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③のいずれかを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が87%以上）のもの ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの ③補助対象工事の条件を満たす給湯設備（下記）に接続して空調するもの ・温水配管に断熱被覆を行うこと
	温水式床暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・以下①～③のいずれかを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が87%以上）のもの ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの ③補助対象工事の条件を満たす給湯設備（下記）に接続して空調するもの ・配管は断熱被覆があるものを設置し、床の上面放熱率が90%以上の場合を対象とする
	ヒートポンプ式セントラル空調システム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分別に下記の性能を有するものに限る <p>＜暖房＞ 1～3地域：COP3.0以上 4地域：COP3.3以上 5～7地域：COP3.7以上 8地域：-</p> <p>＜冷房＞ 4～8地域：COP3.3以上</p>
給湯設備※3	電気給湯器（ヒートポンプ式）	<ul style="list-style-type: none"> ・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準（JIS C9220）給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。 ・上記に関わらず寒冷地（1・2・3地域）の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。
	ガス瞬間式給湯器（潜熱回収型）	・エネルギー消費効率が94%以上（暖房給湯兼用機にあつては93%以上）であること。※4
	石油瞬間式給湯器（潜熱回収型）	・エネルギー消費効率が94%以上（暖房給湯兼用機にあつては93%以上）であること。※5
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	・熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機と併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705- 2020）が102%以上であること。

換気設備※6	熱交換型換気設備	・ 温度（顕熱） 交換効率65%以上	
	熱交換型以外の換気設備	・ ダクト式換気設備 ・ 第一種換気設備	比消費電力が0.4 W/(m ³ /h)以下
		・ 上記以外 （給気型パイプ用ファン又は排気型パイプ用ファン）	比消費電力が0.2 W/(m ³ /h)以下
照明設備	LED	・ LEDが光源であるもの。 ※7※8	
	蛍光灯	・ インバータータイプで 100（1 m/W） 以上のもの。	

<耐震性強化工事>

項目	説明
耐震性強化	・日本住宅性能表示基準「1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」における等級1よりも高い仕様とする材料費、工事費（等級1仕様との差額が補助対象）

<その他工事>

項目	説明	
HEMS （エネルギーの見える化装置）	・住宅の総エネルギー消費量、エアコン・給湯器・照明等の用途別のエネルギー消費量と太陽光発電システムの発電量などのエネルギーの利用状況を『表示』可能な機器（「E C H O N E T L i t e」規格を採用した機種を推奨する。）	
蓄電池	・ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。	
太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式のもので、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）。 ・空気集熱式太陽熱利用設備の場合、JIS A 4112またはSS-TS010（空気集熱器の集熱効率試験方法）に適合するもので、集熱部において太陽熱で温められた外気を、直接、または、蓄熱部とする床下を介して居室に給気するもの。 	
コージェネレーションシステム	燃料電池	・エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。
	ガスエンジン給湯器	・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。

備考

- ※1 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いられる断熱材料及び窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。構造材（柱、梁、筋交い、構造ボード等）、内装ボード、仕上げ材（内装、外装）は補助対象外とする。
- ※2 専用熱源機、及びその据え付け工事費のみ補助対象とする。
- ※3 給湯熱源機、貯湯タンク及び、その据え付け工事費のみ補助対象とする。
- ※4 ガス給湯器のJIS効率について

設置する給湯熱源機にJIS S 2075に基づくモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率（「エネルギーの使用合理化に関する法律」に基づく「特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準」（ガス温水機器）に定義される「エネルギー消費効率」をいう。ただし、給湯暖房兼用機でふろ機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふろ給湯（追焚なし）」の場合は、JIS S 2109による「（瞬間湯沸器の）熱効率」に基づき測定された

値を用いることとする。)が表示されている場合には次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。

<ふろ機能の区分が「ふろ給湯機（追焚あり）」の場合>

$$\text{JIS効率(\%)} = \text{エネルギー消費効率(\%)} - 6.4(\%)$$

<ふろ機能の区分が「給湯単機能」あるいは「ふろ給湯機（追焚なし）」の場合>

$$\text{JIS効率(\%)} = \text{エネルギー消費効率(\%)} - 4.6(\%)$$

- ※5 石油給湯機のJIS効率について設置する給湯熱源機にJIS S 2075に基づくモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率(JIS S 3031に基づく連続給湯効率及び湯沸効率から算出される値)が表示されている場合には、次に示す計算式により換算を行った結果の値とする。

$$\text{JIS効率(\%)} = \text{エネルギー消費効率(\%)} - 8.1(\%)$$

- ※6 換気装置（本体）及びその据え付け工事費のみ補助対象とする。

- ※7 LED照明設備は安全性に十分留意すること

（日本照明器具工業会ホームページ「直管形LEDランプ使用上のご注意～既設の蛍光灯照明器具に直管形LEDランプを使用する際の安全性に関するご注意～」を参照

<http://www.jlassn.or.jp/04siryo/pdf/information/LEDchokkanBaselight.pdf>)

また、照度基準等は労働衛生安全規則等に十分留意すること。

- ※8 家庭用電球形LED照明設備については、「PSEマーク」が表示されている製品を選定すること。

別表2 補助対象となる建設工事費

科目	説明	
建設工事費 (補助対象工事費)	主体工事費 (設備工事費を含む)	建築主体の工事に要する費用をいう。但し、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。
	屋内電気設備工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具（配電盤を含む）の取付けに要する費用をいう。
	屋内ガス設備工事費	屋内のガス設備の設置工事に要する費用をいう。
	屋内給排水設備工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事（建築物外の第1枘及びそれに至る部分の工事を含む。）及び衛生器具の取付けに要する費用をいう。
<p>備考</p> <p>※通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となります。</p> <p>※現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の人件費については、上記工事費の中に含めることができます。</p>		

別表 2 - 2 : 補助対象外費用 (例)

対象外費用		項目
1 . 用地費、土工事費 等		用地費、造成工事、擁壁工事、盛土工事等
2 . 工事費 ^{※1}	本体 関係	地盤改良工事
		解体工事
		インナーガレージ ※工事床面積に応じて、対象外部分工事費を面積按分で見積も ることも可とします。
		太陽光発電設備 (付属するモニターを含む)
		昇降機
		煙突 ^{※2} 、アンテナ、屋上緑化等
	屋外 関係	屋外附帯設備、浄化槽、受水槽等
		屋外給排水工事、屋外ガス設備工事
		幹線引込み工事
		外構工事 (屋外緑化工事含む)、ウッドデッキ等
3 . 購入品		分離して購入できるもの ^{※3} (カーテン、ブラインド、日射調整フ ィルム、遮熱塗料 ^{※4} ・ 遮熱シート、ペレットストーブ ^{※5} 、 エアコン、後付けの家具等)
4 . 設計、監理、申請関係費		設計費、構造計算費用
		工事監理費
		上下水道申請費、電力会社申請費、行政申請費、各種審査費、 保険保証関係費、地耐力調査費等
<p>※1 設備取付け工事の場合は、設備本体の価格も補助対象外となります。</p> <p>※2 屋外の工作物にあたるもの。ストーブの煙突は補助対象となります。</p> <p>※3 建築主が自ら購入したもの (施主支給品) については、補助対象となる経費に含めること はできません。住宅設備等をリース品とする場合も同様に補助対象外となります。</p> <p>※4 付加的に塗布する塗料とし、仕上げ材と一体になっているものは補助対象となります。</p> <p>※5 煙突工事が必要な据え置き式のストーブは補助対象となります。</p>		

別表3 掛かり増し費用として補助対象となる機器等における建設住宅性能評価を取得する場合の出荷証明書・工事写真等の書類提出省略可否一覧表

項目	対象部位・機器等		補助対象要件	出荷証明書・現地設置写真の提出の省略	備考	
断熱強化	外皮断熱工事		省エネルギー基準よりも高い仕様とする材料費、工事費（省エネルギー基準仕様との差額が補助対象）	現地設置写真のみ省略可（出荷証明書は必要）	「住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム」により外皮の平均熱貫流率の数値が確認できること	
	開口部断熱工事			可	「住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム」及び「住戸・住宅の外皮性能計算条件入力シート」によりサッシ、ドア等の熱貫流率が確認できること	
暖房設備	温水式パネルラジエーター	いずれか	ガス潜熱回収型温水暖房機	暖房部熱効率 87%以上	可	計算結果に暖房部効率が表示されており要件を満足していること
			石油潜熱回収型温水暖房機		不可	
		電気ヒートポンプ式温水暖房機	暖房時 COP3.3 以上	不可		
		補助対象工事の条件を満たす給湯設備（下記）に接続して空調するもの		不可		
		断熱被覆		温水配管に断熱被覆	可	計算結果にて「断熱配管：採用する」となっていること
	温水式床暖房	いずれか	ガス潜熱回収型温水暖房機	暖房部熱効率 87%以上	可	計算結果に暖房部効率が表示されており要件を満足していること
			石油潜熱回収型温水暖房機		不可	
		電気ヒートポンプ式温水暖房機	暖房時 COP3.3 以上	不可		
		補助対象工事の条件を満たす給湯設備（下記）に接続して空調するもの		不可		
		断熱被覆＋上面放熱率		温水配管に断熱被覆＋上面放熱率 90%以上	可	計算結果にて「断熱配管：採用する」となっている及び上面放熱率が表示されており要件を満足していること
ヒートポンプ式セントラル空調システム		<暖房 COP>1～3 地域：3.0 以上 4 地域：3.3 以上 5～7 地域：3.7 以上 8 地域：<冷房 COP>4～8 地域：3.3 以上	可	計算結果の定格能力・消費電力より暖房・冷房それぞれの COP を別途算出して別紙提出（様式任意）		

項目	対象部位・機器等		補助対象要件	出荷証明書・ 現地設置写真 の提出の省略	備考
給湯設備	電気給湯器（ヒートポンプ式）		貯湯缶が一缶のものに係る JIS 基準（JIS C9220）給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が 3.3 以上であること 貯湯缶が多缶の場合は 3.0 以上であること	可	品番を指定せず JIS 効率（JISC9220）の値を入力した計算結果が表示されており要件を満たしていること
	ガス瞬間式給湯器（潜熱回収型）		エネルギー消費効率が 94%以上（暖房給湯兼用機にあつては 93%以上）であること	可	計算結果に給湯部エネルギー消費効率が表示されており要件を満たしていること
	石油瞬間式給湯器（潜熱回収型）		エネルギー消費効率が 94%以上（暖房給湯兼用機にあつては 93%以上）であること	可	計算結果に給湯部エネルギー消費効率が表示されており要件を満たしていること
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705-2020）が 102%以上であること	不可	
換気設備	熱交型換気設備		温度（顕熱）交換効率 65%以上	可	計算結果に温度交換効率が表示されており要件を満たしていること
	熱交換型以外の換気設備	ダクト式換気設備、第一種換気設備	比消費電力が 0.4 W/(m ³ /h)以下	可	計算結果に比消費電力が表示されており要件を満たしていること
		上記以外（給気型パイプ用ファン又は排気型パイプ用ファン）	比消費電力が 0.2 W/(m ³ /h)以下	可	計算結果に比消費電力が表示されており要件を満たしていること
照明設備	LED		LEDが光源であるもの	可	計算結果にて「すべての機器においてLEDを使用している」となっていること
	蛍光灯		インバータータイプで 100（1 m/W）以上のもの	不可	
その他	HEMS（エネルギーの見える化装置）		住宅の総エネルギー消費量、エアコン・給湯器・照明等の用途別のエネルギー消費量と太陽光発電システムの発電量などのエネルギーの利用状況を『表示』可能な機器 ※「ECHONET Lite」規格を採用した機種を推奨する	不可	
	蓄電池		ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること	不可	

項目	対象部位・機器等	補助対象要件	出荷証明書・現地設置写真の提出の省略	備考	
	太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱温水器の場合は JIS A 4111 に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること ・ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式のもので、JIS A 4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること) ・空気集熱式太陽熱利用設備の場合、JIS A 4112 または SS-TS010 (空気集熱器) の集熱効率試験方法) に適合するもので、集熱部において太陽熱で温められた外気を、直接、または、蓄熱部とする床下を介して居室に給気するもの 	不可		
	コージェネレーションシステム	燃料電池	エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること	可	計算結果にブランド事業者名、型式、成績証明書番号または自己適合宣言書番号が表示されていること
	コージェネレーションシステム	ガスエンジン給湯器	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 (JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準) で 80%以上であること	不可	

※「計算結果」：エネルギー消費性能計算プログラム住宅版における計算結果

※なお、補助額については、これらの部位・機器等の掛かり増し費用の総額の2分の1以内の額に依らずに、補助対象となる建設工事費全体の4.0%以内の額とすることも可能です。

(補助額を建設工事費の4.0%以内の額とする場合は、別表1に規定する各項目の要件を満たすことを証明する書類等の提出が不要となります。)

(参考資料1) LCCO₂の評価書

LCCO₂に関する評価結果として、下記のいずれかのツールによる評価結果のシートを別添してください。

<LCCO₂評価ツール>

■CASBEE戸建（新築）2018年版

2021年SDGs対応版（または2020年SDGs試行版）

一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターCASBEEホームページ

https://www.ibecs.or.jp/CASBEE/CASBEE_outline/cas_home.html

■LCCM部門の基本要件（LCCO₂）適合判定ツール 2019年版

一般社団法人日本サステナブル建築協会「LCCM住宅」ホームページ

<http://www.jsbc.or.jp/research-study/lccm.html>

注1) 建設に係るCO₂排出量の算定時に、鉄骨系住宅のCO₂削減対策として、「①軽量鉄骨造の場合」を一般構造用軽量形鋼（JIS G 3350:2009）ではなく、これに相当するものを用いることとして提案する場合、当該JIS相当であることを確認できる資料及び工事完了後に当該JIS相当の仕様であることを確認する方法を記載した資料を添付してください。

注2) LCCO₂の評価に必要となる「一次エネルギー消費量の算定（Webプログラムの計算）」にあたって、令和3年4月以降に更新された「エネルギー消費性能計算プログラム（Ver.3）」を使用する場合は、「詳細入力画面」から計算するようご注意ください。

（「簡易入力画面」による計算では、太陽光発電設備等が評価されません。）

(参考資料2) 一次エネルギー消費量の計算結果 (住宅)

LCCO₂評価に使用した一次エネルギー消費量の計算結果として、「エネルギー消費性能計算プログラム (住宅版)」の計算結果を「PDF出力」したもの及び入力した計算条件を「XML出力」したものを提出してください。

<一次エネルギー消費量の計算結果 (住宅) の計算プログラム>

■住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム

「エネルギー消費性能計算プログラム (住宅版)」

<https://house.lowenergy.jp/>

注) 一次エネルギー消費量の算定 (Webプログラムの計算) にあたって、令和3年4月以降に更新された「エネルギー消費性能計算プログラム (Ver. 3)」を使用する場合、「詳細入力画面」から計算するようにご注意ください。

(「簡易入力画面」による計算では、太陽光発電設備等が評価されません。)

(参考資料3) ZEH要件の評価に関する一次エネルギー消費量の計算書

ZEH要件（一次エネルギー消費量）に関する評価結果として、下記を利用し、計算結果を「PDF出力」したものを提出してください。

< ZEH要件の評価に関する一次エネルギー消費量の計算ツール >

■一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

ZEH・ゼロエネ相当一次エネルギー消費量計算シート

「住宅の「ZEH」に関する表示についての一次エネルギー計算書 (Ver. 2.0)」

<https://www2.hyokakyokai.or.jp/seminar/gaihi/keisansheet/>

- 注1) ZEH要件の評価に必要となる「一次エネルギー消費量の算定 (Webプログラムの計算)」にあたって、令和3年4月以降に更新された「エネルギー消費性能計算プログラム (Ver. 3)」を使用する場合は、「詳細入力画面」から計算するようにご注意ください。
(「簡易入力画面」による計算では、太陽光発電設備等が評価されません。)
- 注2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業の一次エネルギー消費量の評価に含めることはできません。

(参考資料4) 外皮性能計算書

ZEH要件（外皮性能）に関する評価結果として、評価にあたって想定した外皮性能の計算結果を「PDF出力」したものを提出してください。

外皮性能計算書は、下記の評価ツールのいずれか又はそれに準ずるもので計算し、強化外皮基準に適合する計算結果が明示されたシートや画面のコピーを「PDF出力」したものを提出してください。

<外皮性能計算ツール>

■住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム

「住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム」

<https://house.lowenergy.jp/>

■一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

「住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率計算書」

<https://www2.hyoukakyokai.or.jp/seminar/gaihi/>